

# 食中毒が発生

令和6年7月22日（月）  
香川県健康福祉部生活衛生課  
食品衛生グループ  
奥田、寺田（内線 3268・3266）  
ダイヤル 087-832-3180

## 1 概要

令和6年7月17日（水）17時00分頃、患者の親族から「東かがわ市内の飲食店で食事をした4名のうち3名が体調を崩している。」旨の連絡が東讃保健所にありました。

東讃保健所が調査したところ、当該患者は、7月14日（日）夜に東かがわ市内の飲食店「三原茶屋」を4名で利用し、そのうち3名が下痢、発熱、頭痛等の食中毒様症状を呈していることが判明しました。

これら患者に共通する食事は、加熱不十分な食肉の提供が当該施設の食事に限られていること、患者の便からカンピロバクターが検出されたこと、患者の症状及び潜伏期間がカンピロバクターによる食中毒と一致していること並びに患者を診察した医師から食中毒患者等届出票が提出されたことから、東讃保健所は当該施設を原因とする食中毒と断定し、飲食店営業を停止する処分を行いました。

なお、患者は快方に向かっています。

2 摂食者数 4名（男性4名）

3 患者数 3名（男性3名。全員が医療機関を受診。入院なし。）

4 原因施設 所在地 東かがわ市白鳥 270 番地 3  
施設名 三原茶屋（さんげんぢゃや）  
営業者 鎌田 剣次（かまだ けんじ）

5 症状 下痢、発熱、頭痛等

6 検査 検査中（検査機関：香川県環境保健研究センター）  
患者便：3検体、従業員便：5検体、使用水：1検体、調理器具等拭き取り：10検体、  
食品：1検体

7 原因食品 調査中  
〔 7月14日（日）に提供された食事：桜姫ささみたたき、モダン焼き、焼うどん、  
だし巻き等 〕

8 病因物質 カンピロバクター

9 行政処分（処分庁：東讃保健所）  
令和6年7月22日（月）から7月24日（水）までの3日間の飲食店営業の停止処分

10 参考事項（食中毒発生状況（今回を除く））

	発生件数（件）	患者数（名）	死者数（名）
令和6年	5（うち高松市2）	112（うち高松市57）	0
令和5年	12（うち高松市3）	151（うち高松市32）	0